

衆議院議員総選挙投票結果

去る 1 月 29 日 執行された 衆議院議員 総選挙は、あいにくの雨天であったが、心配された投票率は有権者の政治意識の高揚のためか、前回昭和 38 年の衆院選挙を上回る 88.57% と好成績でした。(38 年は 84.63%)

選挙結果は次のとおり。

投票状況

	有権者数	投票総数	投票率	棄権者数
男	2,502	2,209	88.29	293
女	2,903	2,578	88.80	325
計	5,405	4,787	88.57	618

開票結果

投票総数 4,787 票
有効投票 4,749 票
無効投票 38 票

候補者得票数(届出順)

党派	氏名	得票数
日本社会党	多賀谷 真 稔	189 票
日本社会党	松 本 七 郎	291
無 所 属	森 武 雄	84
日本社会党	緒 方 孝 男	198
民主社会党	伊 藤 卯 四 郎	74
自由民主党	三 原 朝 雄	3,163
公 明 党	大 橋 敏 雄	296
自由民主党	野見山 清 造	28
日本共産党	田 代 文 久	426

統計調査事務所では昭和四十年から、農家の農業経営に関する意識調査を実施していますが、四十年は県下で抽出した六百九十四戸の農家から、学校に行っている人、および十六才以下を除いた、在宅のあとつぎ二百十三人について、農業に対する考えを重点に調査しました。その結果から主なものについて、今後二―三回にわけて、紹介してみたいと思います。先ずあとつぎに対して、「農業は、やり方によって将来性があると思いますか。思いませんか」と思いますが、別図のような結果

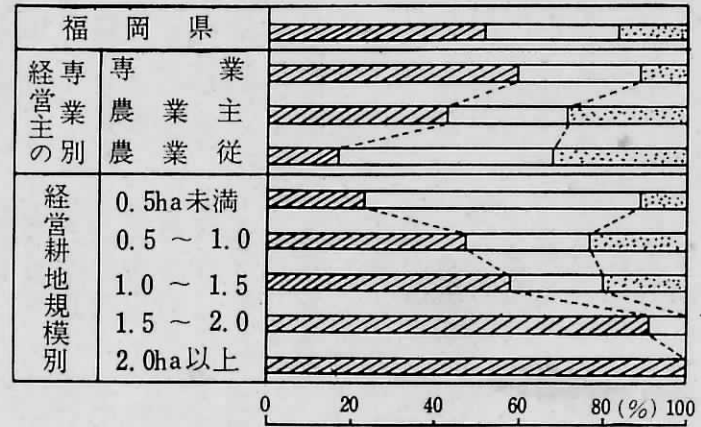
が出ました。農業は、やり方によって、将来性があると答えた、積極型のとつぎは、百一人の五十二パーセントで、わからないと答えた、流動型のとつぎが六十八パーセント、そうは思わないと答えた、消極型のとつぎが三十四人の十六パーセント、となっています。これを経営主の専業別にみてみますと、専業農家のあとつぎは、その六十パーセントが農業の将来性を認めているのに比べ、農業従のとつぎは、わずかに十七パーセントしか認めていません。

農家のあとつぎは農業の 将来をどう考えているか

また、経営耕地規模別には、経営規模が大きくなるにつれて、積極型の率が高く、殊に一・五ヘクタール以上の、大規模経営農家の

農家のあとつぎ農業観

凡例
将来性がある (斜線)
わからない (白)
そうは思わない (点線)



発行所
遠賀町役場
編集発行
遠賀町庶務課
印刷所
冷牟田印刷合資会社

あとつぎは、大部分の九十四パーセントが、農業の将来性を希望的に観測しています。
農林省福岡統計調査事務所
北九州豊前地区調整官
金子彦二

北九州地区

もみすり競技大会で優勝

— 太田勝美、吉田猛氏参加！ —

去る一月十日北九州地区米麦加工改良組合連合会主催による、第三回もみすり競技大会が、八幡区本城田競馬場跡地において開催されましたが、当町より木守の太田勝美、尾崎の吉田猛両氏が代表として参加されました。

当日は好天に恵まれ、北九州地区より十五名の選手が参加して、もみすり技術の腕を競いましたが、



優勝の賞状をうける太田勝美氏

その結果、本町の太田勝美氏は、九九点という最高点で優勝の栄冠を勝ちとり、又吉田猛氏も三位に入賞し、好成績をおさめました。

なお、太田勝美氏は去る一月二十日、第十三福岡県米麦加工改良組合連合会主催もみすり競技大会に北九州地区代表として出場、善戦奮闘いたしました。惜しくも敢闘賞に終わりました。

ニューカッスル病

蔓延のおそれ

— 鶏病対策に万全を期しましょう —

昨年各地に猛威をふるった鶏の伝染病、ニューカッスル病が冬期発生シーズンを迎え各地に流行し、近くでは鞍手町に疑わしい病気もでております。

第二回目をふ化後四〇―五〇日に一CC注射し更に二〇―日後に第三回目の注射をします。

一、成鶏の注射 第一回注射後(一CC)四〇日後に二回目の注射をします(以後六カ月毎)

(3) ひなの導入

このニューカッスル病の病毒についてはご承知のように、一旦この病菌が鶏の体中に侵入すると短時間のうちに一〇〇%死亡し、又ビールス菌による伝染はあらゆる器物、人畜、動物により行なわれ一度この病気に汚染されると、その地区での養鶏事業は不可能と言われている程、長期間に亘り病菌が常在化します。

ひなの導入先は本病の発生の有無を確かめ、無病地から導入します。また導入ひなは二週間以上隔離飼育をします。

(4) 鶏舎の消毒

従って予防手段もその地区全体の人々が協同して外部からの菌の侵入を阻止するため、いかに少羽数の養鶏といえども次の予防事項を厳守していただき対策に万全をお願いいたします。

鶏舎は定期的な消毒を実施し鶏の入替時は最少限十日間鶏舎を空け完全に消毒します。

(5) 環境衛生の整備

一、予防対策

湿度、温度、換気等に十分留意して頂き、鶏の健康管理に努めることが大切です。

(1) 病原菌の侵入阻止 流通容器(卵箱、ひな箱)の消毒及び焼却、業者(飼料、食鶏卵)及び外来者の立入禁止、消毒槽(踏込板)の設置(各棟ごとに置く)着衣交換、視察などの一時的に中止。

二、各地の発生状況 (一月末現)

神奈川(十六市町) 埼玉(十二市町村) 茨城(二町村) 千葉(八市町) 東京(十一区市町)

静岡(一市) 佐賀(一町) 大分(宇佐郡院内町)

三、通報 疑わしい病鶏が発見された場合は役場(経済課)又は郡農協(生産課)に速かにご連絡下さい。

また豚の移入禁止区域として行橋市大字東徳永地区が指定されましたので連絡します。

(2) 予防注射の励行

ア、ひなからの注射 ふ化後三―四週間後に〇・五CC、

に基づき、去る1月30日防衛庁の正式認可がありました。

町では早速第一期工事として旧

停り広渡り道管(若松、島津に水道本管を布設することになり、2月2日から工事に着工しました。

工事の概要

一、事業名

防衛施設周辺民生安定施設整備

一、事業費総額

一、三、〇三〇、〇〇〇円

一、補助金交付額

七、八八、〇〇〇円

一、工事施工業者

小倉区、神鋼水道建設株式会社

一、工事期間

着工 昭和42年2月2日

竣工 昭和42年2月2日

竣工 3月30日

町北部地区、水道工事はじまる

本町北部地区では、芦屋飛行場建設に伴い、防風保安林が大量に伐採され、保水能力が大幅に低下し、更に駐留米軍の掘削による深井戸十本から大量の地下水が汲み上げられるようになって、周辺部

水質の悪化は甚しく、飲料水を自家用井戸に求めることが困難な状態となっております。

町当局としては、この問題について、その対策を国、県など関係機関に強く要望して来ましたが、

その結果、町の上水道を拡張することになり、このほど基地基本法

では漸次井戸水の枯渇現象が現われはじめ、この数年來、枯渇と

その結果、町の上水道を拡張することになり、このほど基地基本法

昭和42年度町県民税の申告について

① 提出期限及び提出場所

3月15日まで 役場税務係
毎年、税務係職員が直接受け付けていない分については記載洩れや添付書類の不備が多数ありましたので、出来るだけ直接税務係に提出下さい。

(期限までに来庁できない方は区長へ提出または郵送して下さい。)

② 申告をしなければならぬ人

昭和42年1月1日現在当町に住民登録等の有無を問わず住所(生活の本拠)があり、昭和41年中の所得金額の合計額が10万円以上ある人は申告をしなければなりません。

(10万円以下でも申告書の送付を受けた人は申告をしていただきます。)

③ 町県民税は……前年の所得(昭和41年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得)に対して課税されますので41年中の所得について申告下さい。

④ 給与所得者で申告しなればならぬ人

給与所得者は通常の場合申告をする必要はありませんが、次のような特別の人は、申告をしなればなりません。

- ① 給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、営業、恩給、退職所得などの所得のある人
- (注) 所得税の確定申告では、これらの給与以外の所得が5万円以下であれば申告の必要がありませんが、町県民税については、5万円以下でも申告しなければなりません

所得税の確定申告及び事業税の申告について

① 申告期限

① 所得税の確定申告

3月15日(水)まで

② 事業税の申告

3月15日(水)まで

③ 遠賀町役場での受付日

時

当町役場で若松税務署、若松財

必要がありませんが、町県民税については、5万円以下でも申告しなければなりません
④ 本年1月1日現在給与の支払を受けている人で勤務先より当町役場に給与支払報告書の提出のない人
⑤ 昭和41年中に中途就職し、前職で給与所得のある人で所得税の年末調整を受けていない人
⑥ 昭和41年中に給与所得のある人で昭和41年中に退職した人
⑦ 赤雑損控除や医療費控除を受けようとする人
⑧ 申告書の送付を受けていないが申告しなればならぬ人
⑨ 該当者は、役場税務係に請求の上申告下さい。

⑥ わからぬとき

申告書の書き方などについてわからないときは、税務担当者にお尋ね下さい。
なお、お尋ねになるときは、申告書には住所、氏名、生年月日、扶養控除欄等のわかる範囲は必ず記入して必要書類を持参下さい。

⑦ もし申告しなかったときは

申告義務のある人がもし申告書提出しなかったとき、申告書に必要な記載がないとき、申告期限を過ぎて申告書を出したときは所得控除や税額控除をしないで税金を計算することになり余分の税金を納めなければなりません。

事務所係官庁の上所得税の確定申告、事業税の申告及び個人の町県民税申告を左記日時に共同受付を行います。

申告書の住所、氏名、職業、電話番号欄はもちろん、配偶者控除、扶養控除欄の氏名、続柄、生年月日は必ず記入しておいて下さい。

月 日	所得税確定申告	事業税申告
2月28日(火)	農業関係	なし
3月1日(水)	営業、その他	受付
3月2日(木)	営業、その他	受付

受付時間 9時30分～16時

③ 確定申告をしなればならぬ人 (五つ)

① 昭和41年中の各種の所得金額が、「二十五〇〇〇円」を超過し、偶者控除額+扶養控除額より多い人は申告しなければなりません。

② 給与所得のみの所得者は申告する必要はありませんが、給与以外の所得の合計額が5万円をこえる人、その他特別の

人は申告しなければなりませんので申告書の送付を受けない人で、申告の必要があると思われる人は役場税務係職員に早目にお尋ね下さい。
④ 退職所得についても②と同様です。

④ 確定申告をすれば税金が戻る人
昭和41年中の配当や原稿料などの収入が少なく、そのほかの所得も多くない人
⑤ 給与所得や退職所得のある人で雑損控除、医療費控除又は寄付金控除を受けることができる人
⑥ 給与所得者で昭和41年中に退職しその後就職しなかったため、年末調整を受けなかった人
⑦ 予定納税をしている人で、申告納税額が予定納税額より少ない人

所得税の確定申告書と提出した人の事業税及び町県民税の申告について

本年から前年分の所得税につき確定申告書を出した人は、事業税の申告または個人町県民税の申告の義務はありませんが、当町に本年1月1日現在住所のある人で

日曜日の所得税確定申告の受付のお知らせ

平日に申告できない方のため、3月12日の日曜日に若松税務署で行なわれますのでお知らせします。

所得税確定申告についての説明会のお知らせ

2月21日(火) 二回開催
10時～12時 14時～16時

若松商工会議所二階 (若松区本町七丁目)

今月の税金

固定資産税第四期分 納期限 2月25日

期限内に納めましょう

固定資産課税台帳の縦覧

3月1日～3月20日

昭和42年度の固定資産課税台帳 月30日の間に審査の申出をするを左記のとおり関係者の縦覧に供とができます。

この台帳は、昭和42年度固定資産税(土地、家屋、償却資産)を課税するための基礎となるものですから、この縦覧期間中に台帳を確かめて下さい。

なお、台帳の内容について、不服がある場合は、3月1日から3

農業委員会委員選挙人名簿を縦覧に供します

一月十日現在で調製する速賀町農業委員会委員選挙人名簿ができましたので、次のとおり縦覧に供します。この名簿は、先般提出された申請書に基づいて作成したものです。記載もれや誤載がないか確かめてください。

一、縦覧期間
2月28日から3月9日まで
毎日午前8時30分から午後5時5時
速賀町役場

電線盗難防止の協力お願い

最近、九電直方営業所管内で電灯および動力の引込線がひんばんに盗難事故にあっているそう。これは電灯や動力が一時停電するのみでなく、社会的にもいろいろな不安を与えることとなります。

また盗難後の、たれさがった電線や傾斜した電柱等にうっかりふれたり、動かしたりしますと思われぬ感電事故や災害を発生する原因となります。

若松税務署、新庁舎への移転についてのお知らせ

若松税務署は、元の場所に新庁舎が完成し、去る2月13日から新庁舎で業務が行なわれています。

年金加入者の皆さんへ

最近における国民生活水準の著しい向上、人口構造の老令化傾向等にかんがみ、国民年金制度の内容の充実を図るため、年金額を引き上げ、障害年金等の支給要件を緩和するとともに、あわせて福祉年金の額の引き上げ、その支給制限の緩和等の措置を構じ制度全般にわたる改正が行なわれました。

(障害年金)

年額二四、〇〇〇円が年額六〇、〇〇〇円に、一級の障害に該当する人の加算額は年額六、〇〇〇円が二、〇〇〇円に引上げられました。又障害の範囲も拡大されました。

(母子、準母子年金)

妻が年金に加入していて、夫が死亡した時、18才未満の子、孫又は弟妹が二人ある場合は、月に五、〇〇〇円が支給されるようになります。

改正前 加算対象の子、孫、弟妹一人の時、年額一九、二〇〇円

改正後 年額五五、〇〇〇円(一人目以降は一人につき年額四、八〇〇円加算)

改正前 年額五五、〇〇〇円(遺児年金)

改正後 年額五五、〇〇〇円(月額一、〇〇〇円)から

改正後 三〇、〇〇〇円(月額二、五〇〇円)に改正

改正後 年額五五、〇〇〇円(月額一、〇〇〇円)に改正

改正後 年額五五、〇〇〇円(月額一、〇〇〇円)に改正

改正後 年額五五、〇〇〇円(月額一、〇〇〇円)に改正

改正後 年額五五、〇〇〇円(月額一、〇〇〇円)に改正

改正後 年額五五、〇〇〇円(月額一、〇〇〇円)に改正

3月は永久選挙人名簿の

定時登録期です

登録申出は3月1日まで

3月の選挙人名簿定時登録では次の要件に該当する人が登録の資格者ですから、まだ登録申出をしていない人は3月1日までに済ませて下さい。もし登録申出をしない選挙人名簿に登録されません。又四月に予定されている地方選挙にも投票できません。

①速賀町に住所を有し選挙人名簿に登録されていない日本国民
②3月1日で年令満20年に達している者(昭22・3・2日までに生れた者)
③速賀町に昭和41年12月1日以前から引続き居住している者